平成２２年（フ）第６３８号
広島市安佐南区八木２丁目11番７―303号
債務者　田辺千恵子（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４８号
広島市佐伯区河内南１丁目３番30号
債務者　古藤なおみ（旧姓松川）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３５３号
福岡県古賀市花鶴丘３丁目10番140
債務者　岩崎　直子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３４４２号
福岡県朝倉市入地1573番地１
債務者　久和のぞみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８４号
福岡市中央区笹丘２丁目17番32号
債務者　前田　好幸
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲492番地１サンハイム篠栗602号
債務者　川本　俊次
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４６号
福岡市南区三宅２丁目24番７号
債務者　宮　　利夫
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５２号
福岡市西区壱岐団地51番208号
債務者　秋山　香織
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５５１号
福岡市南区南大橋１丁目11番22号
債務者　伊崎　勝弘
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６１３号
福岡市博多区麦野１丁目６番14号
債務者　甲斐田久美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７８号
福岡市東区原田１丁目42番５―523号
債務者　山脇由理慧（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８３号
福岡市中央区薬院１丁目７番１号
債務者　神谷美知子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８７号
福岡市東区多々良１丁目16番31―101号
債務者　嶋野　順子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９３号
福岡県糸島市浦志２丁目７番５号
債務者　小川　博憲
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６９４号
福岡県糸島市浦志２丁目７番５号
債務者　小川　君子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１４号
福岡市南区大橋４丁目24番15号
債務者　笠原　司郎
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３９号
福岡市早良区内野７丁目21―７
債務者　杣友　照美
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７４１号
福岡市西区野方４丁目15番38号
債務者　小林　千春
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部